

総室発第74号

令和2年10月15日

原子力規制委員会 殿

東京都台東区上野五丁目2番1号

日本原子力発電株式会社

取締役社長 村松 衛

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定により、下記のとおり保安規定の変更の認可を申請いたします。

記

1. 変更内容

昭和44年9月19日付44原第4931号をもって認可を受け、別紙のとおり変更認可を受けた敦賀発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）の記述を、別添の敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。（ただし、下線は含まない。）

2. 変更の理由

資材調達部門と経理部門を分離する組織改正に伴い、保安に関する組織の名称を変更することから、関連する保安規定の条文を変更する。

第3条（品質マネジメントシステム計画）

第4条（保安に関する組織）

第5条（保安に関する職務）

第203条（品質マネジメントシステム計画）

第204条（保安に関する組織）

第205条（保安に関する職務）

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けたのち、社長が組織改正を行う日と同日から施行する。

以 上

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可の経緯

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
1	昭和45年 5月18日	45原第2737号
2	昭和45年 9月26日	45原第6196号
3	昭和47年12月28日	47原第11580号
4	昭和48年 5月17日	48原第4871号
5	昭和48年 7月 6日	48原第5832号
6	昭和50年 3月13日	50原第1800号
7	昭和50年12月27日	50原第10334号
8	昭和51年 5月28日	51安第3237号
9	昭和52年 5月31日	52安(原規)第127号
10	昭和52年10月27日	52安(原規)第281号
11	昭和53年 1月26日	53安(原規)第15号
12	昭和53年 3月15日	53安(原規)第97号
13	昭和53年10月 6日	53安(原規)第249号
14	昭和53年12月 8日	53安(原規)第353号
15	昭和54年 7月10日	54資庁第8348号
16	昭和54年11月20日	54資庁第14817号
17	昭和55年 5月22日	55資庁第6428号
18	昭和55年 8月29日	55資庁第10600号
19	昭和56年 8月20日	56資庁第10448号
20	昭和56年11月24日	56資庁第13059号
21	昭和57年 4月24日	57資庁第5464号
22	昭和57年 7月31日	57資庁第10881号
23	昭和57年11月 8日	57資庁第15754号
24	昭和58年 3月 2日	58資庁第3085号
25	昭和58年 6月20日	58資庁第7949号
26	昭和58年 8月29日	58資庁第11324号
27	昭和58年12月14日	58資庁第15522号
28	昭和59年 6月27日	59資庁第7901号
29	昭和60年 3月13日	60資庁第2088号
30	昭和60年 6月24日	60資庁第8545号
31	昭和61年 4月11日	61資庁第3471号
32	昭和61年 6月19日	61資庁第8018号

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
33	昭和62年 1月23日	61資庁第17799号
34	昭和62年 2月14日	62資庁第1075号
35	昭和62年 5月26日	62資庁第5273号
36	昭和63年 2月 4日	62資庁第16314号
37	昭和63年12月26日	63資庁第13123号
38	平成元年 3月31日	元資庁第3499号
39	平成 2年 3月23日	2資庁第1878号
40	平成 3年 6月25日	3資庁第6923号
41	平成 3年12月 6日	3資庁第11370号
42	平成 4年10月19日	4資庁第9741号
43	平成 6年 6月14日	6資庁第6373号
44	平成 8年 1月19日	7資庁第14351号
45	平成 8年 5月21日	8資庁第3206号
46	平成 8年 6月25日	8資庁第6663号
47	平成 8年12月20日	8資庁第11659号
48	平成 9年 3月 3日	平成09・02・14資第 9号
49	平成 9年11月18日	平成09・10・07資第 7号
50	平成12年 6月26日	平成12・06・12資第 8号
51	平成13年 1月 5日	平成12・08・31資第12号
52	平成13年 2月23日	平成13・02・15原第14号
53	平成13年 3月30日	平成13・03・23原第24号
54	平成13年 6月28日	平成13・05・31原第31号
55	平成13年10月29日	平成13・09・26原第 7号
56	平成14年 2月14日	平成14・01・18原第19号
57	平成14年 5月27日	平成14・04・25原第 2号
58	平成14年 9月17日	平成14・08・05原第13号
59	平成15年 2月19日	平成15・01・16原第11号
60	平成15年 4月24日	平成15・04・10原第 5号
61	平成15年 6月 4日	平成15・05・29原第 5号
62	平成15年10月20日	平成15・09・17原第 5号
63	平成16年 5月20日	平成15・12・19原第43号
64	平成16年 6月 7日	平成16・05・24原第13号
65	平成17年 3月30日	平成17・03・04原第 5号
66	平成17年 4月21日	平成17・04・04原第15号
67	平成17年 8月25日	平成17・08・11原第10号

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
68	平成18年 2月22日	平成18・01・27原第19号
69	平成18年 6月30日	平成18・06・12原第22号
70	平成18年12月12日	平成18・11・22原第 9号
71	平成19年 9月 6日	平成19・07・31原第24号
72	平成19年 9月 7日	平成19・07・31原第22号
73	平成19年12月13日	平成19・09・28原第42号 平成19・11・30原第 6号
74	平成20年 8月22日	平成20・07・11原第16号
75	平成20年12月12日	平成20・10・31原第19号
76	平成21年 3月26日	平成21・03・13原第32号
77	平成21年 5月13日	平成21・04・16原第52号
78	平成21年 6月29日	平成21・06・08原第 2号
79	平成21年 9月 3日	平成21・02・19原第18号
80	平成21年10月 5日	平成21・08・21原第18号
81	平成21年11月16日	平成21・10・15原第22号
82	平成22年 2月 8日	平成22・01・05原第 7号
83	平成22年 5月20日	平成22・04・12原第 1号
84	平成23年 5月 6日	平成23・04・08原第38号
85	平成23年 5月11日	平成23・04・21原第13号
86	平成24年 1月30日	平成23・12・14原第 4号
87	平成24年 6月21日	平成24・05・28原第 1号
88	平成24年 9月 6日	20120725原第14号
89	平成25年 6月28日	原管 B 収第130107002号
90	平成26年 1月28日	原管 B 発第1401283号
91	平成26年 6月24日	原規規発第1406243号
92	平成27年 6月22日	原規規発第1506225号
93	平成28年 2月18日	原規規発第1602181号
94	平成28年 3月24日	原規規発第16032415号
95	平成28年 4月19日	原規規発第1604192号
96	平成29年 2月 2日	原規規発第1702023号
97	平成29年 4月19日	原規規発第1704194号
98	平成30年 4月 2日	原規規発第1804025号
99	令和 2年 3月19日	原規規発第2003194号
100	令和 2年 9月17日	原規規発第20091713号

別添

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備 考
<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条 第2条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を、表3-1(2)及び(3)に示す二次文書で明確にする。</p> <p>(中略)</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステムの文書体系図を図3-2に示す。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した表3-1(3)に示す二次文書</p> <p>(中略)</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、表3-1(3)の7.1に係る二次文書に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4.1(2)c)を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条 第2条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を、表3-1(2)及び(3)に示す二次文書で明確にする。</p> <p>(中略)</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステムの文書体系図を図3-2に示す。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した表3-1(3)に示す二次文書</p> <p>(中略)</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、表3-1(3)の7.1に係る二次文書に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4.1(2)c)を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(中略)</p>	<p>変更なし</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）					敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）					備考
表3-1 品質マネジメントシステムの文書					表3-1 品質マネジメントシステムの文書					変更なし
(1) 一次文書					(1) 一次文書					
第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	
4.2.1	QM共通：4-2	品質保証規程	安全室	第3条	4.2.1	QM共通：4-2	品質保証規程	安全室	第3条	
(2) 品管規則が要求する“文書化された手順”である二次文書					(2) 品管規則が要求する“文書化された手順”である二次文書					
第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	
4.2.3	QM共通：4-2-1	文書取扱要項	総務室（本店）	第3条	4.2.3	QM共通：4-2-1	文書取扱要項	総務室（本店）	第3条	
4.2.4	QM共通：4-2-2	品質記録管理要項	安全室	第3, 141条	4.2.4	QM共通：4-2-2	品質記録管理要項	安全室	第3, 141条	
8.2.2	QM共通：8-2-1	内部監査要項	考査・品質監査室	第3条	8.2.2	QM共通：8-2-1	内部監査要項	考査・品質監査室	第3条	
8.3 8.5.2 8.5.3	QM共通：8-3-1	是正処置プログラム管理要項	安全室	第3, 128条, 128条の2-5	8.3 8.5.2 8.5.3	QM共通：8-3-1	是正処置プログラム管理要項	安全室	第3, 128条, 128条の2-5	
8.5.2 8.5.3	QM共通：8-3-3	根本原因分析実施要項	安全室	第3条	8.5.2 8.5.3	QM共通：8-3-3	根本原因分析実施要項	安全室	第3条	
(3) 二次文書					(3) 二次文書					
第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	
4.1	QM共通：4-1-1	原子力発電施設の重要度分類基準要項	廃止措置プロジェクト推進室	第3, 128条, 128条の2-5	4.1	QM共通：4-1-1	原子力発電施設の重要度分類基準要項	廃止措置プロジェクト推進室	第3, 128条, 128条の2-5	
	QM共通：4-1-2	品質管理要項	安全室			QM共通：4-1-2	品質管理要項	安全室		
	QM共通：4-1-3	リスクマネジメント運用要項	安全室			QM共通：4-1-3	リスクマネジメント運用要項	安全室		
5.4.1	QM共通：5-4-1	品質目標及び品質保証計画管理要項	安全室	第3条	5.4.1	QM共通：5-4-1	品質目標及び品質保証計画管理要項	安全室	第3条	
5.5.4	QM共通：5-5-1	品質保証委員会及び品質保証検討会等運営要項	安全室		5.5.4	QM共通：5-5-1	品質保証委員会及び品質保証検討会等運営要項	安全室		
5.6	QM共通：5-6-1	マネジメントレビュー要項	安全室	第3条	5.6	QM共通：5-6-1	マネジメントレビュー要項	安全室	第3条	
6.2	QM共通：6-2-1	力量設定管理要項	総務室（本店）	第3, 139, 140条	6.2	QM共通：6-2-1	力量設定管理要項	総務室（本店）	第3, 139, 140条	
6.1	QM数1：7-1-1	施設管理業務要項	廃止措置プロジェクト推進室	第3, 128条, 128条の2-5	6.1	QM数1：7-1-1	施設管理業務要項	廃止措置プロジェクト推進室	第3, 128条, 128条の2-5	
	QM共通：6-4-1	作業環境測定管理要項	総務室（本店）			QM共通：6-4-1	作業環境測定管理要項	総務室（本店）		
7.1	QM数1：7-1-1	施設管理業務要項	廃止措置プロジェクト推進室	第3, 128条, 128条の2-5	7.1	QM数1：7-1-1	施設管理業務要項	廃止措置プロジェクト推進室	第3, 128条, 128条の2-5	
	QM数1：7-1-2	廃止措置管理業務要項	廃止措置プロジェクト推進室			QM数1：7-1-2	廃止措置管理業務要項	廃止措置プロジェクト推進室		

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）					敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）					備考
第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	組織名称の変更に伴うもの (以下、同じ)
7.1	QM数1:7-1-3	燃料管理業務要項	経理・資材室 発電管理室	第3, 105, 106条	7.1	QM数1:7-1-3	燃料管理業務要項	資材燃料室 発電管理室	第3, 105, 106条	
	QM共通:7-1-4	原子力災害対策業務要項	発電管理室	第3, 129-138条		QM共通:7-1-4	原子力災害対策業務要項	発電管理室	第3, 129-138条	
	QM共通:7-1-5	放射性廃棄物管理業務要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3, 107-111条		QM共通:7-1-5	放射性廃棄物管理業務要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3, 107-111条	
	QM共通:7-1-6	放射線管理業務要項	発電管理室	第3, 112-126条		QM共通:7-1-6	放射線管理業務要項	発電管理室	第3, 112-126条	
	QM共通:7-1-7	安全文化育成・維持活動要項	安全室	第2条の2, 第2 条の3, 第3条		QM共通:7-1-7	安全文化育成・維持活動要項	安全室	第2条の2, 第2 条の3, 第3条	
7.2.1	QM共通:7-2-1	官庁申請手続取扱要項	総務室（本店）	第3条	7.2.1	QM共通:7-2-1	官庁申請手続取扱要項	総務室（本店）	第3条	
	QM共通:7-2-2	対外約束事項管理要項	廃止措置プロジェクト 推進室			QM共通:7-2-2	対外約束事項管理要項	廃止措置プロジェクト 推進室		
7.2.2	QM共通:7-2-3	原子炉施設保安委員会及び原 子炉施設保安運営委員会要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3, 6, 7条	7.2.2	QM共通:7-2-3	原子炉施設保安委員会及び原 子炉施設保安運営委員会要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3, 6, 7条	
7.2.3	QM共通:7-2-4	外部コミュニケーション要項	廃止措置プロジェクト 推進室 地域共生・広報室	第3, 5, 142条	7.2.3	QM共通:7-2-4	外部コミュニケーション要項	廃止措置プロジェクト 推進室 地域共生・広報室	第3, 5, 142条	
7.3	QM共通:7-3-1	設計管理要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3, 128条, 128 条の2-5	7.3	QM共通:7-3-1	設計管理要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3, 128条, 128 条の2-5	
7.4	QM共通:7-4-1	調達管理要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3条	7.4	QM共通:7-4-1	調達管理要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3条	
	QM共通:7-4-2	重要設備取引先登録要項	経理・資材室 廃止措置プロジェクト 推進室			QM共通:7-4-2	重要設備取引先登録要項	資材燃料室 廃止措置プロジェクト 推進室		
7.5.4	QM共通:7-5-1	組織外所有物管理要項	発電管理室	第3条	7.5.4	QM共通:7-5-1	組織外所有物管理要項	発電管理室	第3条	
7.5.5	QM共通:7-5-2	予備品・貯蔵品取扱要項	経理・資材室 廃止措置プロジェクト 推進室	第3, 128条, 128 条の2-5	7.5.5	QM共通:7-5-2	予備品・貯蔵品取扱要項	資材燃料室 廃止措置プロジェクト 推進室	第3, 128条, 128 条の2-5	
8.2.1	QM共通:7-2-4	外部コミュニケーション要項	廃止措置プロジェクト 推進室 地域共生・広報室		8.2.1	QM共通:7-2-4	外部コミュニケーション要項	廃止措置プロジェクト 推進室 地域共生・広報室		
	8.2.3	QM共通:8-2-2	業務プロセスレビュー要項	安全室	第3, 128条, 128 条の2-5	8.2.3	QM共通:8-2-2	業務プロセスレビュー要項	安全室	
QM共通:8-2-4		パフォーマンスレビュー要項	廃止措置プロジェクト 推進室	QM共通:8-2-4			パフォーマンスレビュー要項	廃止措置プロジェクト 推進室		
8.2.4	QM共通:8-2-3	試験・検査管理要項	安全室 廃止措置プロジェクト 推進室	第3, 128条, 128 条の2-5	8.2.4	QM共通:8-2-3	試験・検査管理要項	安全室 廃止措置プロジェクト 推進室	第3, 128条, 128 条の2-5	
8.4	QM共通:8-4-1	データ分析要項	安全室	第3条	8.4	QM共通:8-4-1	データ分析要項	安全室	第3条	

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4 (本店)</p> <p>(発電所)</p> <p>※1→発電所長</p> <p>原子炉施設保安運営委員会</p>	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4 (本店)</p> <p>(発電所)</p> <p>※1→発電所長</p> <p>原子炉施設保安運営委員会</p>	<p>備考</p> <p>組織名称の変更に伴うもの</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備 考
<p>（保安に関する職務）</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>（中略）</p> <p>（8）（1）から（7）の職務の他、本店には次の職務がある。</p> <p>（中略）</p> <p>ハ. <u>経理・資材</u>室は、品質マネジメントシステムに関する物品購入、工事請負及び業務委託の契約に関する業務を行う。</p> <p>（9）廃止措置プロジェクト推進室長、考査・品質監査室長、安全室長、地域共生・広報室長、総務室長（本店）、<u>経理・資材</u>室長、発電管理室長及び開発計画室長は、室員を指示・指導し、所管する業務を行う。また、室員は、室長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>（保安に関する職務）</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>（中略）</p> <p>（8）（1）から（7）の職務の他、本店には次の職務がある。</p> <p>（中略）</p> <p>ハ. <u>資材燃料</u>室は、品質マネジメントシステムに関する物品購入、工事請負及び業務委託の契約に関する業務を行う。</p> <p>（9）廃止措置プロジェクト推進室長、考査・品質監査室長、安全室長、地域共生・広報室長、総務室長（本店）、<u>資材燃料</u>室長、発電管理室長及び開発計画室長は、室員を指示・指導し、所管する業務を行う。また、室員は、室長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>組織名称の変更に伴うもの （以下、同じ）</p>

注）下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第203条 第202条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を、表203-1(2)及び(3)に示す二次文書で明確にする。</p> <p>(中略)</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステムの文書体系図を図203-2に示す。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した表203-1(3)に示す二次文書</p> <p>(中略)</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、表203-1(3)の7.1に係る二次文書に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4.1(2)c)を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第203条 第202条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を、表203-1(2)及び(3)に示す二次文書で明確にする。</p> <p>(中略)</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステムの文書体系図を図203-2に示す。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した表203-1(3)に示す二次文書</p> <p>(中略)</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、表203-1(3)の7.1に係る二次文書に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4.1(2)c)を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(中略)</p>	<p>変更なし</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）					敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）					備考	
表 203-1 品質マネジメントシステムの文書					表 203-1 品質マネジメントシステムの文書					変更なし	
(1) 一次文書					(1) 一次文書						
第 203 条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第 203 条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条		
4.2.1	QM共通：4-2	品質保証規程	安全室	第 203 条	4.2.1	QM共通：4-2	品質保証規程	安全室	第 203 条		
(2) 品管規則が要求する“文書化された手順”である二次文書					(2) 品管規則が要求する“文書化された手順”である二次文書						
第 203 条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第 203 条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条		
4.2.3	QM共通：4-2-1	文書取扱要項	総務室（本店）	第203条	4.2.3	QM共通：4-2-1	文書取扱要項	総務室（本店）	第203条		
4.2.4	QM共通：4-2-2	品質記録管理要項	安全室	第203, 341条	4.2.4	QM共通：4-2-2	品質記録管理要項	安全室	第203, 341条		
8.2.2	QM共通：8-2-1	内部監査要項	審査・品質 監査室	第 203 条	8.2.2	QM共通：8-2-1	内部監査要項	審査・品質 監査室	第 203 条		
8.3 8.5.2 8.5.3	QM共通：8-3-1	是正処置プログラム管理要項	安全室	第 203, 328 条, 328 条の 2 から 5	8.3 8.5.2 8.5.3	QM共通：8-3-1	是正処置プログラム管理要項	安全室	第 203, 328 条, 328 条の 2 から 5		
8.5.2 8.5.3	QM共通：8-3-3	根本原因分析実施要項	安全室	第 203 条	8.5.2 8.5.3	QM共通：8-3-3	根本原因分析実施要項	安全室	第 203 条		
(3) 二次文書					(3) 二次文書						
第 203 条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第 203 条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条		
4.1	QM共通：4-1-1	原子力発電施設の重要度分類基準要項	発電管理室	第203, 328条, 328条の2から5 第 203, 204, 205 条	4.1	QM共通：4-1-1	原子力発電施設の重要度分類基準要項	発電管理室	第203, 328条, 328条の2から5 第 203, 204, 205 条		
	QM共通：4-1-2	品質管理要項	安全室			QM共通：4-1-2	品質管理要項				安全室
	QM共通：4-1-3	リスクマネジメント運用要項	安全室			QM共通：4-1-3	リスクマネジメント運用要項				安全室
5.4.1	QM共通：5-4-1	品質目標及び品質保証計画管理要項	安全室	第203条	5.4.1	QM共通：5-4-1	品質目標及び品質保証計画管理要項	安全室	第203条		
5.5.4	QM共通：5-5-1	品質保証委員会及び品質保証検討会等運営要項	安全室		5.5.4	QM共通：5-5-1	品質保証委員会及び品質保証検討会等運営要項	安全室			
5.6	QM共通：5-6-1	マネジメントレビュー要項	安全室		5.6	QM共通：5-6-1	マネジメントレビュー要項	安全室			
6.2	QM共通：6-2-1	力風設定管理要項	総務室（本店）	第203, 339, 340 条	6.2	QM共通：6-2-1	力風設定管理要項	総務室（本店）	第203, 339, 340 条		
	QM敦2：6-2-3	原子炉主任技術者の選任及び職務要項	総務室（本店）			QM敦2：6-2-3	原子炉主任技術者の選任及び職務要項				総務室（本店）
6.1	QM敦2：7-1-1	施設管理業務要項	発電管理室	第203, 328条, 328条の2から6	6.1	QM敦2：7-1-1	施設管理業務要項	発電管理室	第203, 328条, 328条の2から6		
	QM共通：6-4-1	作業環境測定管理要項	総務室（本店）			QM共通：6-4-1	作業環境測定管理要項				総務室（本店）
7.1	QM敦2：7-1-1	施設管理業務要項	発電管理室	第203, 328条, 328条の2から6	7.1	QM敦2：7-1-1	施設管理業務要項	発電管理室	第203, 328条, 328条の2から6		
	QM敦2：7-1-2	運転管理業務要項	発電管理室			QM敦2：7-1-2	運転管理業務要項				発電管理室

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）					敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）					備考
第203条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第203条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	
7.1	QM敦2：7-1-3	燃料管理業務要項	経理・資材室 発電管理室	第203, 300から303, 305, 306条	7.1	QM敦2：7-1-3	燃料管理業務要項	資材燃料室 発電管理室	第203, 300から303, 305, 306条	組織名称の変更に伴うもの (以下、同じ)
	QM共通：7-1-4	原子力災害対策業務要項	発電管理室	第203, 329から 338条		QM共通：7-1-4	原子力災害対策業務要項	発電管理室	第203, 329から 338条	
	QM共通：7-1-5	放射性廃棄物管理業務要項	発電管理室	第203, 307から 311条		QM共通：7-1-5	放射性廃棄物管理業務要項	発電管理室	第203, 307から 311条	
	QM共通：7-1-6	放射線管理業務要項	発電管理室	第203, 312から 327条		QM共通：7-1-6	放射線管理業務要項	発電管理室	第203, 312から 327条	
	QM共通：7-1-7	安全文化育成・維持活動要項	安全室	第202条の2, 第203条		QM共通：7-1-7	安全文化育成・維持活動要項	安全室	第202条の2, 第203条	
7.2.1	QM共通：7-2-1	官庁申請手続取扱要項	総務室（本店）	第203条	7.2.1	QM共通：7-2-1	官庁申請手続取扱要項	総務室（本店）	第203条	
	QM共通：7-2-2	対外約束事項管理要項	発電管理室			QM共通：7-2-2	対外約束事項管理要項	発電管理室		
7.2.2	QM共通：7-2-3	原子炉施設保安委員会及び原子 炉施設保安運営委員会要項	発電管理室	第 203, 206, 207 条	7.2.2	QM共通：7-2-3	原子炉施設保安委員会及び原子 炉施設保安運営委員会要項	発電管理室	第 203, 206, 207 条	
7.2.3	QM共通：7-2-4	外部コミュニケーション要項	発電管理室 地域共生・広報 室	第203, 205, 342条	7.2.3	QM共通：7-2-4	外部コミュニケーション要項	発電管理室 地域共生・広報 室	第203, 205, 342条	
7.3	QM共通：7-3-1	設計管理要項	発電管理室	第 203, 328 条, 328 条の2から5	7.3	QM共通：7-3-1	設計管理要項	発電管理室	第 203, 328 条, 328 条の2から5	
7.4	QM共通：7-4-1	調達管理要項	発電管理室		第 203 条	7.4	QM共通：7-4-1	調達管理要項		発電管理室
	QM共通：7-4-2	重要設備取引先登録要項	経理・資材室 発電管理室				QM共通：7-4-2	重要設備取引先登録要項	資材燃料室 発電管理室	
7.5.4	QM共通：7-5-1	組織外所有物管理要項	発電管理室	第 203 条	7.5.4	QM共通：7-5-1	組織外所有物管理要項	発電管理室		
7.5.5	QM共通：7-5-2	予備品・貯蔵品取扱要項	経理・資材室 発電管理室		7.5.5	QM共通：7-5-2	予備品・貯蔵品取扱要項	資材燃料室 発電管理室		
8.2.1	QM共通：7-2-4	外部コミュニケーション要項	発電管理室 地域共生・広報 室	第 203, 328 条, 328 条の2から5	8.2.1	QM共通：7-2-4	外部コミュニケーション要項	発電管理室 地域共生・広報 室		
									8.2.3	QM共通：8-2-2
	QM共通：8-2-4	パフォーマンスレビュー要項	発電管理室			QM共通：8-2-4	パフォーマンスレビュー要項	発電管理室		
8.2.4	QM共通：8-2-3	試験・検査管理要項	安全室 発電管理室	第 203, 328 条, 328 条の2から5	8.2.4	QM共通：8-2-3	試験・検査管理要項	安全室 発電管理室		
8.4	QM共通：8-4-1	データ分析要項	安全室		第 203, 210 条	8.4	QM共通：8-4-1	データ分析要項	安全室	第 203, 210 条

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(保安に関する組織)</p> <p>第204条 発電所の保安に関する組織は、図204のとおりとする。</p> <p>図204 (本店)</p> <p>(発電所)</p> <p>※1→発電用原子炉主任技術者（駐在）</p> <p>電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者</p> <p>※2→発電所長</p>	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第204条 発電所の保安に関する組織は、図204のとおりとする。</p> <p>図204 (本店)</p> <p>(発電所)</p> <p>※1→発電用原子炉主任技術者（駐在）</p> <p>電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者</p> <p>※2→発電所長</p>	<p>組織名称の変更に伴うもの</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>（保安に関する職務） 第205条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。 （中略） (8) (1)から(7)の職務の他、本店には次の職務がある。 （中略） ハ. <u>経理・資材</u>室は、品質マネジメントシステムに関する物品購入、工事請負及び業務委託の契約に関する業務を行う。 （中略） (9) 発電管理室長、<u>考査・品質監査</u>室長、安全室長、地域共生・広報室長、総務室長（本店）、<u>経理・資材</u>室長、廃止措置プロジェクト推進室長及び開発計画室長は、室員を指示・指導し、所管する業務を行う。また、室員は、室長の指示・指導に従い業務を実施する。 （以下略）</p>	<p>（保安に関する職務） 第205条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。 （中略） (8) (1)から(7)の職務の他、本店には次の職務がある。 （中略） ハ. <u>資材燃料</u>室は、品質マネジメントシステムに関する物品購入、工事請負及び業務委託の契約に関する業務を行う。 （中略） (9) 発電管理室長、<u>考査・品質監査</u>室長、安全室長、地域共生・広報室長、総務室長（本店）、<u>資材燃料</u>室長、廃止措置プロジェクト推進室長及び開発計画室長は、室員を指示・指導し、所管する業務を行う。また、室員は、室長の指示・指導に従い業務を実施する。 （以下略）</p>	<p>組織名称の変更に伴うもの （以下、同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
	<p>附 則（ . . . ） （施行期日） 第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けたのち、社長が組織改正を行う日と同日から施行する。</p>	